○福岡県介護保険広域連合介護保険事業実施効果検証委員会要綱

平成21年6月1日 告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県介護保険広域連合附属機関に関する条例(令和5年福岡県介護保険広域連合条例第1号)第3条の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合介護保険事業 実施効果検証委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定め るものとする。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 事業計画における介護サービス等計画値に対する達成状況に関すること。
 - (2) 地域支援事業の実施効果の評価に関すること。
 - (3) 予防給付実施効果の評価に関すること。
 - (4) その他、介護保険事業計画における目標達成状況に関すること。

(委員の構成)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。
 - (1) 保健、福祉及び医療関係者の代表
 - (2) 有識者
 - (3) その他、広域連合長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次期介護保険事業計画策定委員会の設置予定月の前々月の末日とする。ただし、関係機関の役職等をもって任命された者にあっては、その職にある任期までとし、後任者の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 委員会は、過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員(第3条第2項第2号に規定する委員は除く。)は、やむを得ない事由により欠席 する場合は、その委員が所属する団体や会の役員等の中から代理人を定め、その者を代理 人として出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(会議等の公開)

第8条 委員会の会議及び会議録(以下「会議等」という。)は、公開とする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき、特別な理由があるものとして委員会に諮り、特に公開しない旨の決定を行ったときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (小委員会の設置)

- 第10条 委員会に、必要あるときは小委員会を置き、委員会で審議すべき事項の一部を審議させることができる。
- 2 小委員会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に座長を置き、座長は小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 座長は、小委員会の事務を掌理する。

(庶務)

第11条 検証委員会の庶務は、福岡県介護保険広域連合事業課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日告示第11号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日告示第13号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日告示第22号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第11号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第1条から第5条までの規定は、令和5年 4月1日から施行する。